

よくある質問と回答

質問	回答
電子契約を利用する際、ソフトのインストールやアカウント登録などの準備が必要ですか。	いずれも必要ありません。
電子契約サービスの利用に費用はかかりますか。	事業者の方が負担する費用はありません。
紙の契約書による契約締結も可能ですか。	DX 推進のため、積極的な利用をご案内しておりますが、紙の契約書による契約締結も行えます。
電子契約上の契約締結日はいつになるのですか。	契約書頭書に記載している日付となります。
電子契約の場合、何が契約書の原本となるのですか。	電子署名が付与された PDF ファイルが原本となります。
どのようにして契約書の証拠力を担保するのですか。	合意された書類に「クラウドサイン」を運営する弁護士ドットコム株式会社名義で電子署名を付す方法で、証拠力を担保しています。 なお、クラウドサインのサービス内容は、国が定める「契約書等の作成に代わる電磁的記録の作成」に該当し、同サービスによる電子署名は、電子署名法に定める電子署名に該当するものとの確認を得ています。詳細は以下からご確認いただけます。 https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign_grayzone
電子署名とは何ですか。	電子署名は、書面契約における「印影」や「署名」に代わり、電子ファイルの作成者を表示すると同時にそのファイルが改変されないことを証明する技術的措置です。

<p>タイムスタンプとは何ですか。</p>	<p>タイムスタンプとは、国家時刻標準機関の時刻に紐づくかたちで「いつ」契約締結したのかを客観的に証明するものです。</p>
<p>契約締結日とタイムスタンプにズレが生じますが問題ないのでしょうか。</p>	<p>合意の事実が無い日が契約日と設定されていたり、著しく不相当に期間が離れていない限り、問題ないものと解されています。詳しく知りたい方は、以下をご確認ください。</p> <p>https://www.cloudsign.jp/media/20200219-timestamp-backdate/</p>
<p>電子署名とタイムスタンプの確認はどのように行うのですか。</p>	<p>契約書上に目に見える形で表示されるものではありません。確認は、Adobe 社提供の AcrobatReader の署名パネル欄で行います。詳細は以下をご確認ください。</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919-acrobat-reader%E3%81%A7%E9%9B%BB%E5%AD%90%E7%BD%B2%E5%90%8D%E3%81%A8%E3%82%BF%E3%82%A4%E3%83%A0%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%97%E3%82%92%E7%A2%BA%E8%AA%8D%E3%81%99%E3%82%8B</p>
<p>契約書のPDF ファイルを開くと、「電子署名に問題があります」と表示されます。</p>	<p>AcrobatReader の設定により解消できます。詳しくは、次のリンク先を参照するか、クラウドサインのヘルプデスクにお問い合わせください。</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2668781-%E7%BD%B2%E5%90%8D%E3%81%AB%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%81%8C%E3%81%82%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99-%E3%81%A8%E8%A1%A8%E7%A4%BA%E3%81%8C%E5%87%BA%E3%82%8B%E5%A0%B4%E5%90%88%E3%81%AE%E8%A8%AD%E5%AE%9A%E6%96%B9%E6%B3%95-windows</p>

<p>書面上で契約が締結されたことを確認する方法はないのですか。</p>	<p>クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社名義で、合意締結証明書が発行されます。合意締結証明書には、電子契約書に付与された書類 ID、契約の合意を行った当事者、その合意の日時等が記載されます。合意締結証明書は、合意締結完了を通知するメールに添付されています。</p>
<p>電子契約利用申出書に記載するメールアドレスは、入札参加資格審査申請の際に届け出たメールアドレスと異なるものでもいいですか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>受け取った契約書の内容に問題があり、承認できない場合はどのようにしたらいいですか。</p>	<p>画面上の「同意せずに却下する」ボタンを押し、却下理由を入力してください。その内容が、発注者宛てに電子メールで通知されます。その後、修正後の内容で再度電子契約の手続きを行うこととなります。</p>
<p>契約を締結した後に誤りが発覚した場合、どうしたらいいですか。</p>	<p>電子契約書は、契約締結後に文字を訂正したり、契約書を差し替えたりすることができません。</p> <p>訂正が必要な場合は、過去の契約を無効にする趣旨の文言を付した上で訂正後の内容の契約書を新規作成し、再度締結の手続きをするか、訂正の覚書を締結する必要があります。</p>